

## 第 4 号議案

### 亀岡市手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 25 号中「年金受給者の現況届に係る証明は無料とする。」を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 7 項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明

用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回路で接続された通信端末機器で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される次に掲げる証明書等の交付に係る手数料の金額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円
- (2) 住民票記載事項証明書の交付手数料 1通につき 200円
- (3) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円

第4条第1項中「第2条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

## 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 市民の利便性の向上を目的として、個人番号カードの機能を活用した「行かない窓口」・「待たない窓口」を推進するためコンビニ交付サービスによる証明書等の交付手数料の減額に係る規定を設けること。
- 2 この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行すること。